

自治体スマホ連絡協議会規約

(名称)

第1条 この団体の名称は、「自治体スマホ連絡協議会」という。

(目的)

第2条 本会は、自治体共通の様々な地域課題を、スマートフォンを利活用する事で解決する方法を検討するとともに、自治体と民間企業等との連携を促進し、地域課題を解決するための取組を実践することで、地域の活性化に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スマートフォンを利活用し地域課題を解決するための企画に関するもの。
- (2) 民間企業等との連携による実証実験の実施及び情報提供。
- (3) 各自治体によるスマートフォン利活用の情報交換。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する全国の市町村の長とし、参加表明書を会長に提出した者とする。

(退会)

第5条 本会の会員を退こうとする者は、退会届を会長に提出するものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 若干名
- 2 前項に定める役員は、本会の会員の互選により選出する。
- 3 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その活動を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の活動内容を監理する。

(総会)

第8条 本会の総会は、毎年1回の開催とし、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画の策定又は変更
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(活動計画等)

第9条 会長は、本会の活動計画書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会長は、活動報告書を作成し、監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

(部会)

第10条 会長は、活動内容に応じ部会を設置することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する市町村役場の担当部署に設置するものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年11月18日から施行する。

2 本会設立当初の役員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。